

ASAHI NEWS

令和7年1月10日
第178号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 1月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

- 1月10日：源泉所得税の納期限
- 1月20日：源泉所得税の納期限(特例適用者)
- 1月31日：法定調書、支払調書、給与支払報告書の提出
- 1月31日：償却資産申告書の提出

経営・経済

- 1月08日：消費動向調査発表(内閣府)
- 1月10日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 1月20日：世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)(スイス・ダボス、24日まで)
- 1月23日：日銀金融政策決定会合(日銀、24日まで)
- 1月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 1月24日：貿易統計発表(財務省)
- 1月30日：米・2024年第4四半期の米GDP速報値(米・商務省)
- 1月31日：有効求人倍率発表(厚労省)
- 1月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



新年明けましておめでとうございます。

本年も引き続きお引き立てのほど、宜しくお願いいたします。

項目	内容	適用時期等	
法人税	中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し・延長	次の見直しを行った上で、中小企業者等の 法人税の軽減税率15%(本則19%)が2年延長されます。 ① 所得金額が年10億円超の事業年度について、年800万円以下の金額について適用される税率を17%(現行:15%)に引上げ ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外	令和9年3月31日までの開始事業年度まで延長
	中小企業投資促進税制の延長	青色申告書を提出する中小企業者が適用対象資産を取得等した場合に特別償却(最大30%)又は税額控除できる制度が、一部を見直しの上、適用期限が 2年延長 されます(所得税も同様)。	令和9年3月31日までの取得等について適用
	中小企業経営強化税制の延長	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置が講じられた上で、 適用期限が2年延長 されます。 (経営規模拡大要件) ・売上高100億円超を目指すこと ・売上高が年10%以上成長を目指す投資計画であること ・基準年度の売上高が10億円超90億円未満であること その他一定の要件あり	令和9年3月31日までの取得等について適用
	防衛特別法人税(仮称)の創設	防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。税額の計算方法は以下のとおり。 ① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算 ② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額(年500万円)を控除した金額 ③ 基準法人税額は、所得税額控除等の一定の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額	令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用
	非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の見直し	非適格合併等で一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等において、その対価がないときの調整勘定の算定方法が明確化され、資産調整勘定を意図的に計上することが抑制されます。	大綱に明記無し
相続税・贈与税	非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の適用要件の緩和	役員就任要件について、 贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることに緩和 されます。	令和7年1月1日以後の贈与から適用
	個人版事業承継税制(贈与税)の適用要件の緩和	個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、 贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたことに緩和 されます。	令和7年1月1日以後の贈与から適用
	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が 2年延長 されます。	令和9年3月31日まで延長
	物納制度の物納許可限度額等の見直し	相続税の物納制度における物納許可限度額等が、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数が納期限等における申請者の平均余命の年数が上限となる等の見直しが行われます。	大綱に明記無し
所得税	法人課税信託に係る所得税の課税の適正化	受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合で一定のものは、その信託財産に属する特定株式(一定の譲渡制限付株式以外の株式)の取得に係る経済的利益について 給与所得等として課税 されることとなります(現行は簿価の引継ぎ)。	大綱に明記無し

令和7年1月10日発行

項目	内容	適用時期等																								
基礎控除・給与所得控除の見直し	<p>いわゆる「103万円の壁」が見直されます。所得税の基礎控除(注)と給与所得控除が各10万円ずつ引き上げられ、123万円に引き上げられます。</p> <p>(注)合計所得金額2,350万円以下の個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>58万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103万円</td> <td>123万円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	基礎控除	48万円	58万円	給与所得控除	55万円	65万円	合計	103万円	123万円	令和7年分以後の所得税について適用												
	現行	改正案																								
基礎控除	48万円	58万円																								
給与所得控除	55万円	65万円																								
合計	103万円	123万円																								
特定親族特別控除(仮称)の創設	<p>居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(合計所得金額が123万円以下等の一定の者)で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合の所得控除が設けられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 85万円以下</td> <td>63万円</td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>61万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>51万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額	58万円超 85万円以下	63万円	105万円超 110万円以下	21万円	85万円超 90万円以下	61万円	110万円超 115万円以下	11万円	90万円超 95万円以下	51万円	115万円超 120万円以下	6万円	95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円	100万円超 105万円以下	31万円			令和7年分以後の所得税について適用
親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額																							
58万円超 85万円以下	63万円	105万円超 110万円以下	21万円																							
85万円超 90万円以下	61万円	110万円超 115万円以下	11万円																							
90万円超 95万円以下	51万円	115万円超 120万円以下	6万円																							
95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円																							
100万円超 105万円以下	31万円																									
勤労学生控除の見直し	<p>勤労学生の合計所得金額要件が85万円(現行75万円)に引き上げられ、給与所得控除65万円と合わせて給与収入が150万円(現行130万円)以下の場合は、所得税が課税されなくなります。</p>	令和7年分以後の所得税について適用																								
生命保険料控除の見直し	<p>新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額が見直され、最大6万円(現行4万円)控除できるようになります(一般・年金・介護の控除の合計適用限度額は現行の12万円のまゝ)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の新生命保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3万円以下</td> <td>新生命保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>3万円超 6万円以下</td> <td>新生命保険料×1/2 + 1.5万円</td> </tr> <tr> <td>6万円超 12万円以下</td> <td>新生命保険料×1/4 + 3万円</td> </tr> <tr> <td>12万円超</td> <td>一律6万円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の新生命保険料	控除額	3万円以下	新生命保険料の全額	3万円超 6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円	6万円超 12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円	12万円超	一律6万円	令和8年分以後の所得税について適用														
年間の新生命保険料	控除額																									
3万円以下	新生命保険料の全額																									
3万円超 6万円以下	新生命保険料×1/2 + 1.5万円																									
6万円超 12万円以下	新生命保険料×1/4 + 3万円																									
12万円超	一律6万円																									
個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	<p>個人型確定拠出年金の掛け金の上限が引き上げられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">会社員</td> <td>自営業</td> <td>月6.8万円</td> <td>月7.5万円</td> </tr> <tr> <td>企業年金なし</td> <td>月2.3万円</td> <td>月6.2万円</td> </tr> <tr> <td>DCのみ加入</td> <td>合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)</td> <td>合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公務員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>DC:企業型確定拠出年金 DB:確定給付企業年金</p>			現行	改正案	会社員	自営業	月6.8万円	月7.5万円	企業年金なし	月2.3万円	月6.2万円	DCのみ加入	合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)	合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)		公務員			大綱に明記無し						
		現行	改正案																							
会社員	自営業	月6.8万円	月7.5万円																							
	企業年金なし	月2.3万円	月6.2万円																							
	DCのみ加入	合計 月5.5万円 (iDeCoの 上限は2万円)	合計 月6.2万円 (iDeCoの 上限は撤廃)																							
	公務員																									
退職所得控除の調整規定等の見直し	<p>退職手当等(DCの一時金を除く)の支払を受ける年の前年以前9年内(現行4年内)にDC一時金の支払いを受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となります。</p>	令和8年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、退職手当等の支払を受ける場合について適用																								
住宅ローン減税の拡大	<p>特例対象個人※の住宅ローン減税の借入限度額が拡大されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の区分</th> <th>借入限度額</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記のいずれかの個人 ・年齢40歳未満であって配偶者を有する者 ・年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者 ・年齢19歳未満の扶養親族を有する者</p>	住宅の区分	借入限度額	左記以外	認定住宅	5,000万円	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	令和7年1月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合に適用												
住宅の区分	借入限度額	左記以外																								
認定住宅	5,000万円	4,500万円																								
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円																								
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円																								

この速報版は令和6年12月20日公表の令和7年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。